

株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成 20 年 11 月 23 日

株主および登録株式質権者各位

名古屋市名東区平和が丘一丁目 7 5 番地
株式会社ブロンコビリー
代表取締役社長 竹市 靖公

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下、「株式等決済合理化法」といいます。)の施行にあたり、同法附則第 8 条第 1 項に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座の開設および記録を行うための通知

当社は、株式等決済合理化法の施行日における、同法附則第 8 条第 1 項第 1 号に定める通知対象株主等について、同法の施行日以降遅滞なく、同法附則第 8 条第 5 項各号に定める事項を特定振替機関(株式会社証券保管振替機構(ほふり))に対し通知いたします。

2. 特別口座を開設する口座管理機関

当社は、株式等決済合理化法附則第 8 条第 4 項前段に定める口座の開設の申出を次の口座管理機関に行い特別口座を開設いたします。

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ 信託銀行株式会社

なお、決済合理化法の施行に際して、株券等保管振替制度をご利用の株主および登録株式質権者の皆様につきましては、同法附則第 7 条の定めにより、施行日において、お取引の証券会社等の口座に当社株式が記載または記録されます。

以上